

令和5年度（2023年度）

札幌市立日章中学校 PTA

体育文化振興会総会

令和5年度（2023年）4月24日

次 第

1. 令和4年度体育文化振興会会計決算報告 体文振会計
2. 令和4年度体育文化振興会会計監査報告 会計監査
3. 令和5年度体育文化振興会会計予算案 体文振会計
4. 体育文化振興会 会則・活動について 体文振事務局
5. 令和5年度体育文化振興会組織・顧問の委嘱 PTA 会長
6. 質疑応答

令和4(2022)年度 体育文化振興会 決算報告

〈収入の部〉

項 目	令和4年度予算	中間決算(執行額)	差額	備考
繰越金	90,996	90,996	0	
PTA繰入金	105,000	105,000	0	8月9日入金
会費	1,415,000	1,415,000	0	
利 息	0	5	5	
その他		10,000	0	女子バスケットボール部途中入部1名、バドミントン部途中入部1名
総計	1,610,996	1,621,001	5	

〈支出の部〉

項 目	令和4年度予算	中間決算	差額	備考
美術部	105,700	105,700	0	
野球部	61700	61700	0	
サッカー部	61700	61700	0	
男子バスケット部	52900	52900	0	
女子バスケット部	33100	33100	0	途中入部者1名により予算+2200円
ソフトテニス部	127700	127700	0	
バドミントン部	171700	171700	0	途中入部者1名により予算+2200円
卓球部	94700	94700	0	
合唱部	46300	46300	0	
小 計	755,500	755,500	0	
指導者費	399,000	399,000	0	
指導保険料	54,560	54,560	0	
中体連大会参加費	210,000	210,000	0	不足分予備費から26878円支払い
事務局費	500	0	500	
予備費	96,436	76,098	20,338	途中入部者1名により予算+2800円+2800円
充実費	100,000	100,000	0	
合 計	1,616,001	1,595,158	20,838	

予算収入	予算収入ー執行額＝残高
1,616,001	25,843

以上のとおり、令和元年度体育文化振興会会計の中間決算報告をいたします。

令和5年3月24日 札幌市立日章中学校 体育文化振興会会計 志賀 史穂子 印

預金通帳、経理原簿、金銭出納簿などを照合の結果、適正・的確に執行されることを認めます。

令和5年3月24日 PTA監査

山田 美香

撫養 幸子

令和5(2023)年度 体育文化振興会 会計予算(案)

〈収入の部〉

項 目	予算	備考
繰越金	25,843	昨年度決算収入-昨年度決算支出
PTA繰入金	105,000	PTAより¥105,000
会費	1,300,000	5000円×部活動加入者260人
利 息	0	
その他	0	
総計	1,430,843	

〈支出の部〉

項 目	予算	備考
美術部	62,600	
野球部	41,000	
サッカー部	57,200	
男子バスケット部	51,800	
女子バスケット部	41,000	
ソフトテニス部	82,400	
バドミントン部	134,600	
卓球部	77,000	
合唱部	41,000	
小 計	588,600	各部活の部活動費は ¥500×常設部員数257人÷部活数9+1800円 ×各部活の部員数 で算出しています。
指導者運営費	378,000	
指導保険料	54,200	保険料+手数料
中体連大会参加費	210,000	中体連主催の参加のみ
事務局費	394	ファイル代等
予備費	99,649	外部指導者費等
充実費	100,000	R5年度 ソフトテニス部・男子バスケ部
合 計	1,430,843	

予算収入-予算支出=予算残高

0

以上のとおり、令和4年度体育文化振興会会計の予算報告をいたします。

令和5年4月27日 札幌市立日章中学校 体育文化振興会会計 樋口 和輝 印



札幌市立日章中学校 体育文化振興会 会則

札幌市立日章中学校体育文化振興会

第1章

第1条〔名称〕 本会は、札幌市立日章中学校体育文化振興会（略称、体文振）と称し、事務局を同校内に置く。

第2条〔目的〕 本会は札幌市立日章中学校の教育目標を理解し、学校教育と深く係わる部活動を通して、生徒の健全育成を援助することを目的とする。

第3条〔活動〕 本会は前条の目的を達成するために次の活動をおこなう。

- （1）部活動に必要な条件の整備と援助
- （2）部活動の練習および競技会、発表会などへの参加援助
- （3）その他本会の目的達成に必要な事項

第4条〔会員〕 本会の会員は以下の通りをもって構成する。

- （1）本校在学中の生徒の保護者
- （2）本校在職の職員
- （3）委嘱された指導員

第5条〔部〕 本会が援助する部活動は日章中学校で設置される部とする。

第2章

第6条〔役員の構成と任務〕 本会は次の役員をおく。その任期は1年とし、再任をさまたげない。

- （1）会 長 1名 日章中学校PTA会長があたる。この会を代表し、会務を統括する。
- （2）副会長 2名 日章中学校PTA副会長と教頭が兼ねる。会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- （3）事務局長 1名 会長に委嘱された教員があたる。この会の総務を担当し、議事の記録その他会務を行う。
- （4）事務局員 数名 教員があたる。この会の経理・庶務・管理を分担し、その業務を処理する。
- （5）監 査 2名 日章中学校PTA監査が兼ねる。

この会の事業及び経理を監査し、その結果を総会に報告する。

- （6）指導者 各1名以上 成立した各部に会長から指導者を委嘱する。各部の運営に当たる。

第7条〔学校長〕 日章中学校長は、本会の顧問として学校運営の立場から本会の全ての会議に出席して意見を述べることができる。

第3章

第8条〔組織〕 本会は、第2条を達成するために、次の組織を置く。

- (1) 総会 会長の招集で必要に応じて開催する。(会則の改廃の場合の決議機関)
- (2) 役員会 会長の招集で必要に応じて開催する。(会則の改廃、議案等の審議機関)
- (3) 保護者代表者会 会長の招集で必要に応じて開催する。(規約等に定められていない事項について協議の場合)
- (4) 指導者会 事務局長の招集で開催する。(事務局長と指導者会で構成し、会の運営について協議・決議する)
 - ①振興会運営規定
 - ②予算・決算の承認
 - ③年間活動計画・実績の承認
 - ④その他部活動に関わること
- (5) 部会 指導者の招集で開催する。
(指導者と保護者で構成し、部の運営について協議・決議する。)

第4章

第9条〔会計〕 本会は、会員の会費・寄付金、及びその他の収入をもって運営し、予算に基づいて支出される。

- (1) 会費
 - ・部活動の会費は、1名につき、年間5,000円をおさめることとする。
(文化系の部活動に関しては、指導者の判断により年間3,500円となる場合がある。)
 - ・個人種目会員は、1名につき、年間5,000円をおさめることとする。
- (2) 寄付金、その他の収入
- (3) 全道・全国大会に関わる費用については、別途細則に定めることとする。

第10条〔会計年度〕 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章

第11条〔改正〕 本会会則の改正は役員会の議を経て、総会で審議の上決定する。

第12条〔施行〕 平成18年4月17日より一部改正して施行する。

平成20年4月14日より一部改正して施行する。

平成25年4月22日より一部改正して施行する。

平成28年4月22日より一部改正して施行する。

平成30年4月20日より一部改正して施行する。

第13条〔付則〕 部員の活動および留意事項は、日章中学校部活動のきまりによる。

体育文化振興会活動細則

1. 目的

- (1) 日章中学校の教育活動と深く係わる体育・文化の振興を図り、心身の健全な育成に資することを目的とする。
- (2) 部活動の期間は単年度とし、部成立規定による。

2. 入退部及び転部について

- (1) 生徒の入部は希望者のみとし、部の選択は自由とする。
- (2) 部員募集期間以外の入部については、学級担任が指導者・事務局と相談の上、入部を認める。
- (3) 退部は「退部届け出用紙」に必要事項を記入し、以下の流れで届け出る。
本人が顧問から退部届け出用紙を受け取る→退部届を担任に提出→本人が顧問へ提出→事務局長へ提出
- (4) 転部は原則として、その年度内に限り認めない。
- (5) 年度途中で新規入部は、事情を考慮して認める場合がある。
- (6) 個人種目会員は、中体連規定に反しない限り、本校に設立されている部活動への重複入部を認める。
- (7) 冬季種目においても原則4月に会費を納め、入部手続きを行うこと。やむを得ず遅れた場合は(2)に準ずる。

3. 活動日・活動期間

- (1) 放課後 4月～10月 清掃終了後～19:00 11月～3月 清掃終了後～18:30
- (2) 土日祝祭日・長期休業 午前 9:00～16:00
- (3) 朝練習 午前 7:30～午前 8:10(7:20 前には登校しない)

4. 部活動活動基準

- (1) 毎週、土曜日及び日曜日のいずれかを休養日とする。
- (2) 少なくとも週に1日は、平日に休養日を設定する。
- (3) 通常の活動時間は、長くとも平日2時間程度とする。
- (4) 土日、祝日、長期休業期間中の活動時間は、長くとも3時間程度とする。
- (5) 長期休業期間中の休養日の設定は学期間中に準じた取扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- (6) 週末に大会参加等で休養日を設定せずに活動した場合には、休養日を他の日に振り替える。

5. 活動中止日

- (1) 指導者が不在の時。
- (2) 定期テスト3日前より終了まで。(但し大会参加は特別に認める。第2回定期テストの前日とする。)
- (3) 体育的行事のあるとき。
- (4) 完全下校の日は、16:30 から再登校とし、それ以前の時間に登校しないこと。
ただし、懇談の日は 15:00 まで家庭学習、15:30 から再登校して練習してもよいこととする。
- (5) 生徒会行事等で部活動ができないとされた日。
- (6) 生徒会行事等で体育館が使用できない時は、体育館のみ活動中止とする。

6. 会計

- (1) 部活動の会費は、1名につき、年間 5,000 円をおさめることとする（文化系の部活動に関しては、指導者の判断により年間 3,500 円となる場合がある）。また年度途中の新規入部も同額とする。
- (2) 個人種目会員の重複入部については、1名につき、年間5000円をおさめることとする。
- (3) 部の活動状況により追加徴収を認めるが、年度末に決算を行い、部員及び保護者に報告することとする。
- (4) 全道・全国大会に関わる費用について

中体連主催の選手権大会と新人戦大会に関連する全道・全国大会（生徒分は1大会まで）については、以下の内容・金額を基本としてPTAより補助が出る。

〈生徒分〉 ① 現地交通費 1,000 円×日数 ② 宿泊費 札幌市からの補助額の残額×泊数

〈引率者〉 ① 旅費 全額 ② 現地交通費 全額

③宿泊費 1万円まで ④ 指導者費 宿泊を伴う場合 5,000 円×日数

宿泊を伴わない場合 2,000 円 × 日数

※宿泊については1泊2食付きシングル。上限内で宿泊地のホテルがとれないなど、やむを得ない場合は、体文振事務局との相談の上、決定する。

※自家用車による交通費は補助の対象外とする。

※旅費・宿泊費について、市からの補助が出る場合は残額のみ補助する。

※指導者費について、市から日当が出る場合については対象外とする。

※中体連以外(競技団体など)の主催大会における全道・全国大会についても、(4)の〈引率者〉①、②、③、④と同規定とする。

7. 活動のきまり

基本的な心構え

- (1) 活動時間を守り、下校時間内に校舎から出るようにすること。
- (2) 平日は、16:45 までは生徒会活動・委員会活動・学級活動を部活動よりも優先し、それぞれの活動終了後から部活動を行うこと。土曜日・日曜日は部活動優先とする。
- (3) 活動場所は指導者の先生の指示に従うこと。
- (4) いつも日章中学校の生徒であることの自覚と誇りを持ち、学習との両立を心がけること。また学校のきまりを守ること。

活動中の約束について

- (1) 荷物は更衣室に置かず、全て活動場所に持っていくこと。
- (2) 活動は、制服または体育時の服装を原則とする。(部活動によっては、ユニフォーム・練習着などでの活動も認める。)
- (3) 登下校の自転車の利用は禁止とする。
- (4) 活動後は、清掃・後片付けを完全に行う。
- (5) 活動終了後は速やかに下校し、特に通学路周辺の住宅に迷惑をかけないようにすること。なお、活動時の服装で下校して良いが、汗の始末など健康衛生面に注意すること。
- (6) 部員以外の生徒が活動することは禁止とする。
- (7) 活動のきまりに著しく違反する行為、学校生活の中での乱れがあった場合は指導者会で協議し、活動禁止・退部・廃部などの処分をすることがある。
- (8) 廊下やホールで活動する場合のボール使用については指導者の監督の下、安全に十分配慮して行う。
- (9) やむを得ず、貴重品やスマートフォンなどを持参する必要がある場合は、以下の手順をふむこと。
 - ①保護者が、持たせる理由を指導者に連絡する。
 - ②登校したときに、電源を切った状態で指導者に預ける。
 - ③下校するときに、指導者から受け取る。
 - ④登下校の途中で使用しない。(使用場所に十分配慮すること)

※以上の手順を踏まず、持ってきたことが判明した場合は、指導者があずかり、本人には返却せず、保護者に直接渡すこととする。

着替え場所・食事について

- (1) 着替え場所は、更衣室及びミーティング教室(活動場所)とする。
- (2) 食事場所は、各部で指定の場所とする。
- (3) 食事は自宅から持参し、登校途中・及び校内に入ってから買物に行かないこと。

8. 各部ごとの活動、体育館およびグラウンドの使用割り当てについて

- (1) 1か月ごと配布される予定表に従って活動する。
- (2) 活動予定表に変更が生じることもあるので、担当の先生に指示に従うこと。

9. 創部・廃部基準

(1) 創部について

- ① 前年度末に成立していた部活動の活動に支障をきたさないこと。
- ② 部活動は部員が(活動希望者)が、原則10名以上いること。
- ③ 指導者(教師)が1名以上いること。
- ④ 本校に活動場所が確保され、施設面で問題が生じないこと。
- ⑤ 継続的な活動を行えること。
- ⑥ 最低でも、学校として3年以上の継続が予想できるものとする。

(2) 個人種目について

中体連の種目にあるもののうち、部活としては成立しないが、個人種目として参加が可能なものについては、次の条件を満たした上で、出場することができる。

- ① 中体連個人種目として大会が開催されている競技であること。
- ② 校外のスポーツ団体等に参加し、日常も継続的に活動していることが確認できること。

(3) 廃部について

- ① 指導者がいない場合、また、部員がいない場合は、廃部とする。その後、創部基準を満たした年度に再設立するものとする。
- ② 但し、1・2年時に活動していた部の3年生については、3年生のみで大会参加が可能な場合のみ、中体連・中文連大会までは活動を継続できるものとする。

10. 外部指導者について

- (1) 定期的に外部の方に指導に関わってもらう場合、外部指導者として登録する。

(2) 登録の流れ

- ① 部活動の顧問から依頼する。
- ② 部員の承認を得る。
- ③ 学校長との面談を行う。(本校の教育と部活動について、外部指導者としての心構え、立場、マナー・中体連としての考え方など)
- ④ 外部指導者契約書に基づき、契約する。
- ⑤ 学校職員、部活所属生徒、保護者に紹介(氏名、生徒との関わり方など)

11. 開放管理室前のスペースについて

- (1) 開放管理室前のロッカーを部活動で使用するため、シャッターは常に上げておくこととする。

(2) 使用上の注意・約束

- ① 各部、物品の出し入れ以外では立ち入らない。
- ② 使用方法については顧問の先生と相談する。
- ③ 整理整頓を心掛ける。
- ④ 使用状況が悪い場合、ロッカーの使用を禁止する場合もある。

2023年度 日章中学校体育文化振興会組織一覧

体育文化振興会事務局組織

会 長 … PTA 会長
 顧 問 … 尾崎 英弥（校長）
 副会長 … PTA 副会長 / 太田 尚代（教頭）
 事務局長 … 佐々木 健次
 事務局員 … 菅原 玲奈、樋口 和輝（会計）
 小林 優斗（中体連）、早坂 えり子（中文連）
 監 査 … PTA 会計監査
 指導者

部活動名	指導者名	活動場所
野球	佐々木 健次 水尾 太一	グラウンド・体育館・格技室・ 1年5組
サッカー	片山 慎司 本田 均	グラウンド・体育館・格技室・ 2年1組
ソフトテニス	金子 健吾 石山 雄太郎	テニスコート・体育館・格技室・ 1年1組
男子バスケットボール	石井 雄大 小野 徹	体育館・格技室・3年1組 3年2組・3年3組
女子バスケットボール	佐藤 美幸 樋口 和輝	
バドミントン	小林 優斗 宮本 美奈子 鈴木 弘泰	体育館・格技室 2年2組・2年5組
卓球	横山 誉 平森 俊明	特活室・格技室・1年3組
美術	長尾 由佳 森 勇斗	美術室・3年5組
合唱	早坂 えり子 菅原 玲奈	音楽室・特活室・1年2組

個人種目	
剣道	森 勇斗
新体操	松山 奈美江